

# 固定資産（償却資産）申告の手引き

備 前 市

日頃は、本市税務行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により毎年1月1日現在において所有する償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照の上、令和4年1月1日現在の償却資産の状況について申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

## マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、番号法に定める本人確認が必要となります。ご提出の際は、以下の本人確認資料を添付または提示していただくようお願いいたします。なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票の写し（個人番号付き）等
本人確認資料	個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票の写し（個人番号付き）等
代理人の本人確認資料	個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート等
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状等

## 本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類：償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）

## 前年度に申告されている方

提出書類：償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）、種類別明細書（減少資産用）

## 申告書の控えの返送を希望される方へのお願い

受付印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

（目 次）

1. 償却資産の申告について	-----	1 頁
2. 償却資産とは	-----	1～2 頁
3. 申告書記入のしかた	-----	2～5 頁
4. 記載例	-----	6～7 頁
5. 課税標準の特例が適用される償却資産	-----	8～9 頁

**申告書提出期限：令和4年1月31日（月）**

※事務処理の都合上、令和4年1月25日（月）までのご提出にご協力ください。

申告書提出先 及び 問い合わせ先	備前市役所総務部税務課資産税係 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話（0869）64-1816（直通）
------------------------	--

# 1. 償却資産の申告について

## 地方税法第 383 条（固定資産の申告）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数・見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

上記が償却資産所有者の申告義務を規定した条文です。“納税義務がある償却資産の所有者”とは、課税されるか否かを問わず、一品でも償却資産を所有していれば該当しますのでご注意ください。

なお、該当する資産のない場合や前年から異動がない場合も、申告書備考欄に『該当なし』または『異動なし』と記載して提出されますようお願いいたします。

## 2. 償却資産とは

- (1) 土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの（償却済資産も含まれます）。
- (2) 簿外資産（減価償却資産として帳簿に記載されていないもの）で事業の用に供しているもの、また供し得る状態にあるもの。
- (3) 具体的な例として次のようなものがあります。

資産の種類	範 囲
第1種 構 築 物 (建物附属設備を含む)	独立煙突、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、舗装路面、排水溝等及び建物（建物附属設備含む）勘定に経理されている資産で償却資産に該当するもの
第2種 機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）等、太陽光発電設備、各種産業用機械及び装置等
第3種 船 舶	総トン数500トン未満の油槽船、貨物船、はしけ、曳船、漁船、モーターボート、客船等、その他船舶
第4種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車 両 及 び 運 搬 具	トラック、台車、貨車、機関車、構内運搬車等 (ただし、フォークリフト等で自動車税の課税対象になっているものは除く)
第6種 工 具、器 具 及 び 備 品	ドリル、カッター、マイクロメーター、万力等の工具、金庫、ロッカー、机、椅子、陳列ケース、冷蔵庫、ルームエアコン、パソコン、医療機器、理・美容機器、その他営業用備品等

- (4) 次のものは該当しません。

1. 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
2. 取得価額10万円以上20万円未満の償却資産で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの
3. 鉱業権・営業権・特許権などの無形減価償却資産
4. 自動車税・軽自動車税の課税される車輛（小型特殊自動車・軽自動車等）
5. 棚卸資産

### 3. 申告書記入のしかた

償却資産申告書（第 26 号様式）及び種類別明細書（第 26 号様式別表 1・2）は、1 枚（提出用）を提出し、1 枚（控用）を控えとして保管ください。

記載内容はすべて毎年 1 月 1 日を基準とします。

#### 本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類：償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）

#### 前年度に申告されている方

提出書類：償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）  
種類別明細書（減少資産用）

## 償却資産申告書 第 26 号様式

### 所有者欄

『1 住所（又は送付先）』、『2 氏名（法人は名称、代表者氏名）』

所有者の住所・名称・電話番号を記載ください。※押印不要。

（屋号・のれん名がありましたら記載してください。）

『3 個人番号又は法人番号』

個人の方は 12 桁の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を、法人にあっては 13 桁の法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を右詰めで記載してください。法人番号が申告書にあらかじめ記載されている場合は、記載されている法人番号に訂正がある場合のみ訂正をお願いします。

個人番号を記載した申告書を提出いただく際は、番号法に基づく本人確認を行いますので、個人番号カード等の掲示をお願いすることになります。

『4 事業種目』

主たる事業の種目を具体的に記載してください。

〈例〉「パン・菓子製造販売業」「クリーニング業」「印刷業」

「理容業」「美容業」「歯科医療業」「リース業」「飲食業」等

『5 事業開始年月』

個人の場合 事業開始年月

法人の場合 当該法人設立年月

『6 この申告について応答する者の係及び氏名』

申告内容についての質問等に応答される方の係名・氏名及び電話番号（内線）を記載してください。

『7 税理士等の氏名』

経理を税理士等に委託している場合は、その税理士等の氏名・電話番号を記載してください。

『8 短縮耐用年数の承認』、『9 増加償却の届出』、『10 非課税該当資産』、

『11 課税標準の特例』、『12 特別償却又は圧縮記帳』、『13 税務会計上の償却方法』、

『14 青色申告』

それぞれ、該当する方に○をしてください。

『15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地』  
備前市内の資産の所在地を記載してください。

『16 借用資産(有・無)』  
借入資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

『17 事業所用家屋の所有区分』  
事業を行っている場所の家屋が自己所有であるか、借家であるか該当する方を○で囲んでください。

『18 備考(添付書類等)』  
前年中に所有者の住所・名称等に異動があった場合や、税法上の特例を適用するために必要となる証明書等の添付書類がある場合に記載してください。  
該当する資産のない場合や前年から異動がない場合、「該当資産なし」または「異動なし」と記載してください。

## 取得価額欄

『前年前に取得したもの (イ)』  
前年1月1日現在所有していた全資産の種類別の取得価額の合計です。

『前年中に減少したもの (ロ)』  
前年中に資産の滅失・除却・他市町村への移管等により資産の減少があった場合は、その減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。  
(種類別明細書 第26号様式別表2から転記)

『前年中に取得したもの (ハ)』  
前年中に資産の取得・備前市内への移管等により資産の増加があった場合は、その増加した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

『計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)』  
これが令和3年1月1日現在における資産の取得価額の種類別合計になります。

※ 『評価額(ホ)』、『決定価格(ヘ)』及び『課税標準額(ト)』  
電算処理により全資産申告を行わない事業所については、記載の必要はありません。

## 種類別明細書（増加資産・全資産用）第 26 号様式別表 1

前年中に新規取得した資産のほか、前年前に取得した資産で初めて備前市への申告を行う資産があれば記載してください。

### 『資産の種類』

『1. 構築物』・『2. 機械及び装置』・『3. 船舶』・『4. 航空機』・『5. 車輛及び運搬具』・『6. 工具、器具及び備品』のうちから該当する番号を記載してください。

### 『資産コード』

自社の資産コードがあれば記載し、なければ空欄にしてください。

### 『資産の名称等』

資産の名称・型式等を漢字・ひらがな・カタカナ・英数で記載してください。

中古の資産を取得された場合は「中古」と書き加えてください。

※『3. 船舶』に該当する資産を取得した場合は、総トン数を記載してください。

### 『数 量』

資産の数量を記載してください。

### 『取得年月』

当該償却資産の取得年月を記載する欄で、昭和は [3] 平成は [4] 令和は [5] で記載してください。

### 『取得価額』

当該償却資産を取得するために要した費用で、引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・据付費等その用途に供するために直接要した費用も含めて記載してください。

また所得税法等にある圧縮記帳は認められていませんので圧縮前の価額を記載することになります。

### 『耐用年数』

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第 1・第 2 及び第 5 から第 9 までに掲げる耐用年数を記載してください。

### 『課税標準の特例』

該当する場合に記載してください。

### 『増加事由』

該当する事由の番号を○で囲んでください。

### 『摘 要』

課税標準額の特例、耐用年数の変更、その他当該資産の価格の決定にあたり必要な事項があれば記載してください。

## 種類別明細書（減少資産用）第 26 号様式別表 2

同封の償却資産種類別明細書（納税者用）に登録された資産の中から、前年中減少のあった場合（他市町村への移管を含む）に、その減少資産の種類・資産抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減少の事由及び区分を記載してください。（摘要欄に詳細を記載してください）

※はじめて備前市へ申告される方や、前年中減少のない場合は記載の必要はありません。

※廃業、解散、営業譲渡された方：償却資産申告書の備考欄にその旨を記入ください。

営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

### その他

- ・修正部分がある場合

同封の償却資産種類別明細書（納税者用）の中で登録に誤りがある場合には種類別明細書（増加資産・全資産用）第 26 号様式別表 1 に修正前・後を記入して提出してください。

- ・記載途中で間違った場合

間違った行を二重線で消し、下段に新たに記載してください。

- ・地方税法上の特例に該当する場合

地方税法上の特例（第 349 条の 3、本法附則第 15 条等）に該当する場合は、その条項を摘要欄に記載のうえ、規格、性能等が要件に該当する事を証明する書類を添付してください。

- ・地方税法第 343 条 10

家屋所有者以外の方（テナント等、賃借人）が、平成 16 年 4 月 1 日以降に取り付けた建築設備及び内装等（特定付帯設備）については、その設備が事業用資産である場合、取り付けた方の償却資産として申告の対象となります。

次頁（6 ページ）以降に記載例があります。

# 4. 記載例

第二十六号様式（提出用）

<b>記入例</b> 令和4年1月20日 備前市長 殿		令和4年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所有者コード 1234567890	
1.住所 (又は送付先)	岡山県備前市東片上126 (電話 0869-64-1816)		3.個人番号又は法人番号 0012345678900	8.短縮耐用年数の承認	有・ <b>無</b>
2.氏名 (法人は名称、代表者の氏名)	株式会社 備前産業 代表取締役 備前 太郎 (備前)		4.事業種目 (資本金等の額) 耐火物製造 (50百万円)	9.増加償却の届出	有・ <b>無</b>
所有者			5.事業開始 昭和50年6月	10.非課税該当資産	有・ <b>無</b>
資産の種類			6.応答者名 総務課 東備一郎 (電話0869-64-1816)	11.課税標準の特例	有・ <b>無</b>
1 構 築 物	前年前に取得したもの(イ)	前年中に取得したもの(ロ)	7.税理士名 中国 三郎 (屋号 ) (電話0869-64-3301)	12.特別償却又は圧縮記帳	有・ <b>無</b>
2 機 械 及 び 装 置	26,304,467	1,860,500	額	13.財務会計上の償却方法	定率法・定額法
3 船	46,799,400	3,716,900	取	14.青色申告	有・ <b>無</b>
4 航 空 機	0	0	得	15.市内における事業所等の所在地	①備前市東片上126 ② ③
5 車 輦 及 び 運 搬 具	0	0	償	16.増用資産	貸主の名称等 備前リース(株)
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,686,821	450,000	値	17.事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
7 合 計	86,790,688	6,027,400	額	18.備考(添付書類等)	令和3年10月 社名変更 (旧社名 備前産業有限公司)
資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)		
1 構 築 物	17,039,468				
2 機 械 及 び 装 置	31,006,087				
3 船					
4 航 空 機					
5 車 輦 及 び 運 搬 具	1,190,567				
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,039,513				
7 合 計	55,275,635				

電算処理による全資産申告を行う場合に記載してください

記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード										所有者名							
1234567890										株式会社 ○▲ × 商事							
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 の 種 類	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 日			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例 率 コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要	
						年 号	年 月	年 日									
01	6	00000030	複写機	20文字以内の漢字・ひらが な・カタカナ・英数で記入 新番号を8桁で記入	1	5	3	4	300,000	05				①・2 3・4			
02																	
03																	
.																	
.																	

1: 構築物、2: 機械及び装置、3: 船舶、4: 航空機、  
5: 車輜及び運搬具、6: 工具、器具及び備品

昭和: 3  
平成: 4  
令和: 5  
で記入

取得価額を記入  
耐用年数を記入

1: 新規取得 2: 中古取得  
3: 移動によるもの 4: その他  
該当するところに○印をつけてください

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード										所有者名			
1234567890										株式会社 ○▲ × 商事			
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 の 種 類	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 日			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 事 由 及 び 区 分	摘 要
						年 号	年 月	年 日					
01	6	00000018	複写機	種類別明細書に記載されているとおりに記入してください	1	4	20	10	300,000	05	1・2 3・4 ①・2	1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他	1. 全部 2. 一部 入替えによる
02													
03													
.													
.													

一部減少の場合は、減少する金額を記入してください



## 5. 課税標準の特例が適用される償却資産

特定の設備に対しては、地方税法で課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減が図られています。特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類（認定通知書の写し等）を償却資産申告書と併せてご提出ください。主な課税標準の特例は以下のとおりです。

条項（地方税法）	対象資産	取得期間	課税標準の軽減割合
第349条の3第5項	内航船舶	期限なし	1/2（期限なし）
附則第15条第2項第1号	油水分離装置、沈殿又は浮上装置等の汚水又は廃液の処理施設で、新設のもの	令和2年4月1日から令和4年3月31日	1/2（期限なし）
附則第15条第27項	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得したもの	1000kW未満 最初の3年間 2/3
			1000kW以上 最初の3年間 2/3
附則第15条第34項	特定事業所内保育施設の用に供する資産	平成29年4月1日から令和5年3月31日までに企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けた資産	最初の5年間 1/2
附則第64条 （附則第15条旧第41項）	中小事業者等が新規取得した先端設備等導入に計画に基づく設備 ※詳細は下記①	平成30年6月6日から令和5年3月31日	最初の3年間 0（ゼロ）

### ① 先端設備導入計画に基づいて取得した新規設備に対する課税標準の特例（地方税法附則第64条（附則第15条旧第41項））

先端設備等導入計画の認定後から令和5年3月31日までの期間内に、対象となる中小企業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した下記要件を満たす機械装置や器具備品などの設備等について、3年度分、固定資産税の課税標準額をゼロにします。

#### (1) 対象者

資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人

資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時雇用する従業員数が1,000人以下の法人

常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※留意事項：大企業の子会社は特例の適用対象になりません。（大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人）

#### (2) 特例対象資産

先端設備等導入計画に基づき取得した機械装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具備品、建物附属設備（償却資産に該当するもの）、構築物 注：ソフトウェアは対象外です。

#### (3) 対象要件

取得前に備前市の先端設備等導入計画の認定を受けていること。

旧モデルと比較して生産効率などが年平均1パーセント以上向上するもの

中古資産でないこと（最新モデルである必要はありません）

設備の種類	取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内

注：取得価格は1台・1基または1組・1式の価格です。

#### (4) 対象設備取得時期

平成30年6月6日から令和5年3月31日まで

※構築物は、令和2年4月30日から令和5年3月31日まで

#### (5) 特例適用申告時の提出書類

- ・先端設備等導入計画の申請書の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し
- ・工業会等による証明書の写し ・リース契約書の写し（申告者がリース会社の場合のみ）
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（申告者がリース会社の場合のみ）